

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

年四回(二月、五月、九月、十二月)發行

# 東亞經濟論叢

第參卷 第參號

昭和十八年九月二十日

東亞指導國の二重性……………經濟學博士 谷口吉彦

臺灣と東印度……………經濟學博士 目崎憲司

支那貨幣小史……………經濟學士 穗積文雄

支那銀行業務の類型……………經濟學士 徳永清行

孫文の民生主義……………經濟學士 出口勇藏

買辦に關する覺書……………經濟學士 鈴木総一郎

南支那の錫、タンゲステン、アンチモン鑛業の性格……………經濟學士 菊田太郎

(裝幀載)

書肆 有斐閣 發賣

# 臺灣と東印度

——新領土（植民地）に於ける本國人の數に關する一考案——

目 崎 憲 司

## 目次

### 第一節 序 論

#### 第二節 新領土に於ける本國人の數を制約する諸要素

- 一 本國人の自然増加
- 二 本國人の移住

### 第一節 序 論

凡そ何れの國も植民地の開發を意圖し、その發展に努力せざるものはないのであるが、植民地の開發乃至發展は、殆んど例外なしに、本國との相關關係に立脚して行はれるのである。換言すれば、本國の利害と乖離して専ら植民地自體の利益の爲めにその開發乃至發展を計ることは先づないと謂つても差支ないであらう。従つて假令植民地が原住民の自力のみで開發・發展し得るとしても、本國人がこれに關與することは當然であるのだ。

かくの如く、植民地の開發・發展に對しては、本國人が直接これに當ると或は土着の原住民を指導し間接にこれに携はるとの別はあれ、本國人の役割が重要であるが、本國人が植民地の開發・發展に對して占める役割の形態

及び大小は、本國及び植民地の状態就中兩地域に於ける資源・人口・經濟發展の段階・文化の程度等に因つて著しく異なるのであり、又その結果として植民地開發・發展の態様も違つて來ると思ふ。

本國人が植民地の開發・發展に當る以上、本國人は植民地に移住せねばならないのであるが、この移住は自然的・社會的制約を受けるのであるから、若しこの制約が強いときは、移住した本國人の自然増加率が著しく大でない限り、植民地の開發・發展に従事する本國人が所要の數に達しないこととなり、従つてその半面それでも植民地の開發・發展を效果的にせんとせば、開發・發展の技術に特別の工夫が必要となるであらう。

以上の敘述は臺灣を我が國の植民地特に歐米式の植民地として取扱つてゐるかの如き感を生ぜしめる虞も存するのであるが、筆者の意思は左様でないのであるから、以下の敘述に於ては植民地の語を避けて、新領土といふ表示を用ひることにした。

臺灣及び東印度に於ける本國人の數は多くない。次頁の表「臺灣及び東印度の人口」が示す通り、明治三十八年（一九〇五年）に於ては、臺灣の總人口は三、〇三九、七五一人、その内内地人は五七、三三五人であつて、總人口に對する割合は一・八九％である。又同年に於ける東印度の總人口は三八、〇三五、八一五人、その内歐羅巴人は九四、五一八人であり、總人口に對する割合は〇・二五％である。歐羅巴人中和蘭人の數は不明であるが、歐羅巴人の大部分が和蘭人であるとも見ても、總人口に對する割合が甚だ少いことを覺知し得るのである。臺灣に於ける對總人口の内内地人比率は、昭和五年（一九三〇年）四・九七％、昭和十五年五・七〇％と増加したのであるが、東印度に於ても對總人口の歐羅巴人比率は、昭和五年〇・四〇％、同十五年〇・四六％と増加してゐる。但し和蘭人の

人口は大正九年一五四、〇九九人、總人口に對する比率〇・三二%、昭和五年二〇八、二六九人、總人口に對する比率〇・三四%であるが、昭和十五年の數は不明である。

尤も右の歐羅巴人の中には彼等と原住民又は支那人との混血兒を含み、又日本人、米國人等も包含せられてゐるのであるから、純粹の和蘭人の數を算定することは容易でない。ただ一般には所謂和蘭人中純粹の和蘭人は約一割であると謂はれてゐるのであるが、若し然りとせば、昭和五年に於ける純粹の和蘭人は約二萬人となるのである。

その點は兎も角として、臺灣に於ても東印度に於ても本國人の數は比較的少く、又特に東印度に於ける和蘭人の數は一%以下である。吾々は大體これ等本國人の數を念頭に置いて以下の

臺灣及び東印度の人口

年次	臺灣*			東印度**		
	總人口 (A)	内地人 (B)	(B)の(A)に對する%	總人口 (C)	歐羅巴人 (D)	(D)の(C)に對する%
明治三十八年 (一九〇五年)	3,039,751	57,335	1.89	38,035,815	94,518	0.25
大正四年 (一九一五年)	3,479,922	135,401	3.89			
大正九年 (一九二〇年)	3,655,308	164,266	4.49	49,343,066	168,114 (154,099)	0.34 (0.31)
大正十四年 (一九二五年)	3,993,408	183,840	4.60			
昭和五年 (一九三〇年)	4,592,537	228,276	4.97	60,727,233	240,417 (208,269)	0.40 (0.34)
昭和十年 (一九三五年)	5,212,426	270,674	5.19			
昭和十五年 (一九四〇年)	6,077,478	346,663	5.70	70,476,000	279,000	0.40

\* 國勢調査に依る十月一日現在人口。但し昭和十五年は人口動態統計に依る年末現在常住人口。

\*\* 國勢調査に依る。但し一九四〇年の人口は推定であり、一九三〇年人口を基礎とし、一箇年1.5%の増加率を以て算出したものである。尙一九三〇年は十月七日現在人口であるが、その他の年の月日は不明である。括弧内の數字は和蘭人數。

行論に移りたいと思ふ。<sup>(註)</sup>

(註) 臺灣と東印度に於ける本國人の數に付いては『瀧谷善一博士選歴記念論文集』掲載の拙稿「臺灣と東印度」を参照されたい。

## 第二節 新領土に於ける本國人の數を制約する諸要素

前節に述べた通り、臺灣と東印度に於けるそれぞれの本國人の數は絶對的又殊に相對的に著しく相違するのであるが、その理由は何に基くのであるか。元來新領土に於ける本國人の數は新領土に於ける本國人の自然増加及び移住に依存するのであるから、以下款を分けてこの點を吟味しよう。

### 一 本國人の自然増加

人口の自然増加は出生と死亡との差に依るのであり、臺灣と東印度の出生・死亡率を比較したのであるが、これに關する東印度の資料中古いものが入手出来ない關係上、次頁以下に掲げた圖表の通り昭和五年(一九三〇年)以降の資料に據つて考察を加へたい。

臺灣に於ける内地人の出生率は昭和五年以降七年まで増加し、爾來大體下降したが、十五年以後は再び増加してゐる。但しこの期間を通觀すれば、出生率は低下の傾向を有つと謂ひ得るであらう。又死亡率は九年、十年に稍々高いのであるが、昭和五年以後の傾向としては低下してゐるのである。かくして結局、自然増加率の傾向は稍々下向の趨勢を辿り、又特に十一年、十三年、十四年の自然増加率は可成り低下してゐるのであるが、依然自

臺灣の内地人及び本島人並びに東印度の歐羅巴人及び原住民の自然増加率<sup>1)\*</sup>

	臺			灣			東 印 度 <sup>2)</sup>					
	内 地 人 <sup>3)</sup>			本 島 人 <sup>4)</sup>			歐 羅 巴 人			原 住 民 <sup>5)</sup>		
	出生率	死亡率	自 然 増加率	出生率	死亡率	自 然 増加率	出生率	死亡率	自 然 増加率	出生率	死亡率	自 然 増加率
大正九年(一九二〇)	32.77	19.11	13.66	40.59	33.24	7.35						
昭和五年(一九三〇)	29.94	11.85	18.09	45.94	19.95	25.99	27.06	10.28	16.78		18.14	
〃 六年(一九三一)	30.18	11.38	18.80	47.02	22.00	25.02	26.18	9.90	16.28		17.41	
〃 七年(一九三二)	31.42	10.76	20.66	45.02	21.03	23.99	25.04	9.50	15.54	28.11	17.11	11.00
〃 八年(一九三三)	31.13	10.72	20.41	45.35	20.34	25.01	23.58	9.18	14.40	27.39	16.52	10.87
〃 九年(一九三四)	29.35	11.25	18.10	45.75	21.14	24.61	23.21	9.25	13.96	26.88	18.10	8.78
〃 十年(一九三五)	29.65	10.94	18.71	46.12	21.00	25.12	23.01	9.43	13.58	25.00	18.21	6.79
〃 十一年(一九三六)	28.08	10.48	17.60	44.61	20.35	24.26	23.26	9.02	14.24	26.01	17.68	8.33
〃 十二年(一九三七)	28.53	9.60	18.93	45.89	20.36	25.53	22.70	9.58	13.12	28.33	18.78	9.55
〃 十三年(一九三八)	25.04	9.55	15.49	44.52	20.37	24.15	23.97	8.99	14.98	27.43	18.37	9.06
〃 十四年(一九三九) <sup>6)</sup>	—	—	—	—	—	—	25.80	9.28	16.52	29.44	18.85	10.59
〃 十五年(一九四〇)	—	—	—	—	—	—	27.19	9.56	17.63	28.50	20.35	8.15

1) 人口千に對する數。

2) 一九三〇年を基準として年1.5%の増加率を以て推計した人口に對する數。

3) 内地籍を有するもの。

4) 臺灣籍を有するもの。但し特別行政區域(蕃地)に於ける臺灣籍中高砂族及び普通行政區域(市街庄)に於ける理蕃所管の臺灣籍中高砂族を含まず。

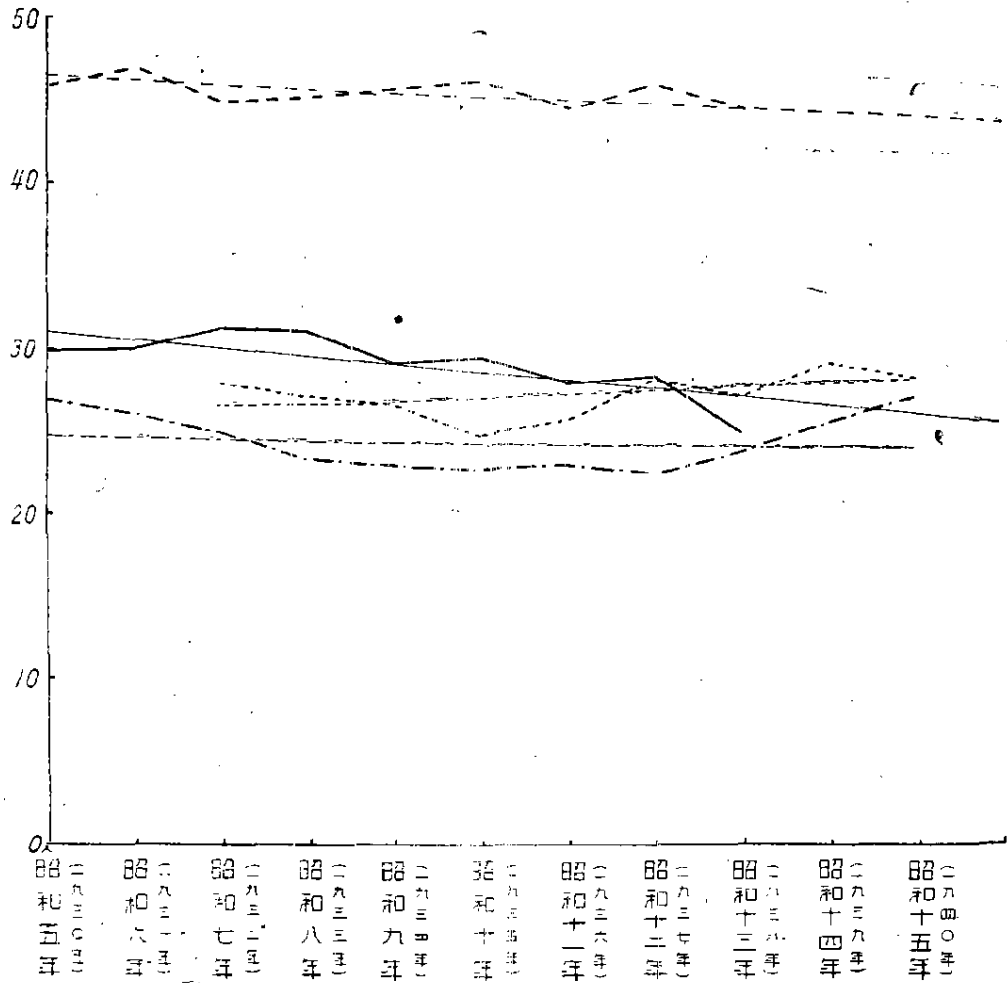
5) ジャワ及びマドゥラののみ。

6) 臺灣の昭和十四年以降の數字は省略す。

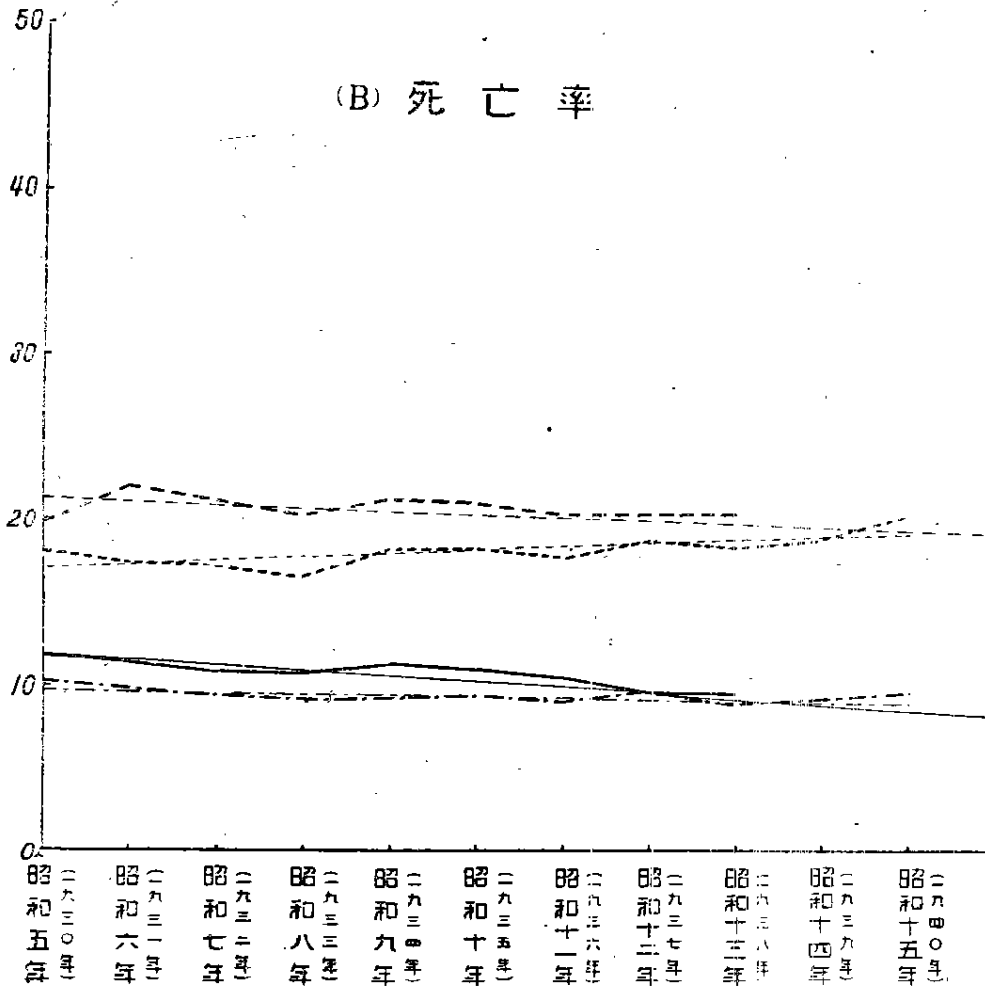
\* 臺灣人口動態統計, Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indië 及び Indisch Verslag より作成。

———— 台湾の内地人      - - - - - 東印度の原住民  
 - - - - - 台湾の本島人      細線は伸縮線  
 - - - - - 東印度の歐羅巴人

(A) 出生率



(B) 死亡 率

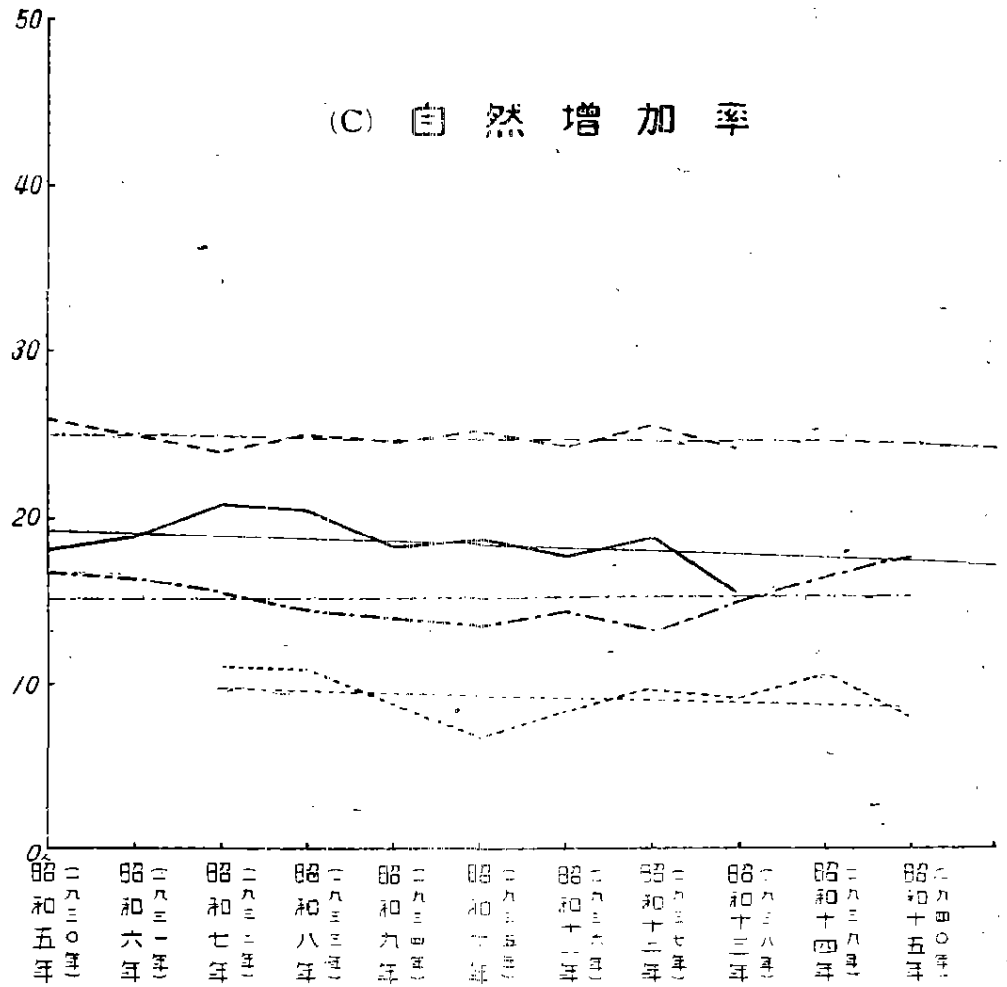


然増加自體は稍々著しいのであるから、臺灣の内地人は出生・死亡の關係に依つても相當増加したのである。

東印度に於ける本國人の自然増加率に付いては、入手し得る資料なく、歐羅巴人のそれに依つて替へたい——この點は歐羅巴人の大部分が和蘭人である事實より見て差支ないであらう——のであるが、この歐羅巴人の中にはハーフキャストを含み、又日本人を算入するのであるから、純粹の和蘭本國人の自然増加率とは可成り隔りがあるも、これ



(C) 自然増加率



も資料の關係上止むを得ないのである。かゝる留保の下に東印度に於ける歐羅巴人の自然増加率を見るに、出生率は昭和五年以降十二年迄(十年を除く)下降し、その後は上昇してゐるのであるが、傾向としては殆んど停止状態を示してゐるのである。又死亡率は昭和九年—十二年に多少の出入があるも大體少しく低下し、結局自然増加率は大體十二年迄低減、その後は増大し、傾向としては僅少ではあるが向上してゐるのであるから、東印度の人口は自然増加

日本内地及び和蘭本國の人口自然増加率

		日本内地	和蘭本國
國勢調査人口による	大正九年(一九二〇年)~昭和五年(一九三〇年)に於ける毎年平均*	% 1.43	% 1.47
	昭和六年(一九三一年)	1.32	1.26
推計人口による	昭和七年(一九三二年)	1.52	1.31
	昭和八年(一九三三年)	1.38	1.22
	昭和九年(一九三四年)	1.19	1.24
	昭和十年(一九三五年)	1.49	1.16
	昭和十一年(一九三六年)	1.24	1.16
	昭和十二年(一九三七年)	1.37	1.11
	昭和十三年(一九三八年)	0.93	1.21
	昭和十四年(一九三九年)	0.86	1.20
	昭和十五年(一九四〇年)	1.27	
	昭和十六年(一九四一年)	1.45	
	昭和六年~昭和十六年(日本内地)一九三一年~一九三九年(和蘭本國)に於ける毎年平均**	1.27	1.21

\* 上記二箇年の出生死亡差増率を基礎として算出せる毎年幾何平均増加率。

\*\* 毎年の出生死亡差増率を基礎とし計算せる毎年幾何平均増加率。

1) 大日本統計年鑑、日本國勢圖會及び Statistical Year-Book of the League of Nations より作成。

に依つても幾分増加してゐるのである。

かくの如く、臺灣に於ても東印度に於ても本國人の數は出生・死亡の關係に依つても増加してゐるのではあるが、臺灣の方が本國人の自然増加はより大である。この原因は本國人本來の出生・死亡率に基くことが大であるが、此處では單に内地及び和蘭本國の人口自然増加率を掲げるに止め、それ等の點の叙述は省略したい。

臺灣と東印度に於ける本國人の移住數に付いては、紙幅の都合もあり、左の二表を掲げるに止め、説明を省略

二 本國人の移住

臺灣と東印度

第三卷 二二〇 第三號 三〇

臺灣、東印度に於ける内地人又は和蘭人の來出航者<sup>1)</sup>

臺灣と東印度

	臺灣*			東 印 度**		
	内地人の 來航者	内地人の 出航者	内地人の 殘留者	和蘭人の 來航者	和蘭人の 出航者	和蘭人の 殘留者
大正九年(1920年)	50,552	38,212	12,340			
昭和五年(1930年)	59,964	52,974	6,990			
〃 六年(1931年)	56,743	53,747	2,996			
〃 七年(1932年)	60,181	54,429	5,752			
〃 八年(1933年)	58,494	56,752	1,742			
〃 九年(1934年)	58,160	55,817	2,343			
〃 十年(1935年)	65,391	62,579	2,812			
〃 十一年(1936年)	68,429	63,354	5,075	18,814	17,268	1,546
〃 十二年(1937年)	68,523	59,442	9,081	19,530	16,172	3,358
〃 十三年(1938年)	61,722	45,490	16,282	18,836	16,415	2,421
〃 十四年(1939年)				20,000	14,151	5,849
〃 十五年(1940年)				9,587	4,246	5,341

\* 旅行者を含む。

\*\* 資料の関係上、観光船に依る観光者及び通過旅行者の出航者数はその來航者數と同數と看做した。

1) 臺灣は臺灣總督府 第二十四、第三十七及び第四十二統計書より、東印度は Indisch Verslag 1940 及び 1941 より作成。

したい。

・臺灣に付いて内地人の轉住者數を附加掲載したのは、この方が本國人の移住關係を示すにより適當なりと思惟した爲めであるが、東印度に付いて同様の資料を求めることが出来なかつた爲めに、右の轉住者數はこれを參考とするに止めたい。

新領土への本國人の移住は種々の能動的要因を有し、又新領土に於ける受動的條件に依つて制約せられる。而して能動的要因は消極的と積極的とに分かたれ、更に又その各々を自然的・政治的・社會的及び經濟的に細別することが出来、受動的條件も自然的・政治的・社會的及び經濟的に分類し得るのである。<sup>1)</sup>従つて本國人の移住數を吟味するに當つては、その要因及び條件を分析して系統的に配列し、更にその強弱を檢

1) 矢内原忠雄、植民及び植民政策、第六版、第三章一五章 參照。

臺灣に於ける内地人の轉住者\*1)

(△印は減)

	轉入	轉出	差	人口千に付		
				轉入	轉出	差
明治三十一年	9,364	1,130	8,234	366.00	44.17	321.83
明治三十二年	12,494	3,553	8,941	377.23	107.28	269.95
明治三十三年	11,738	4,359	7,379	309.27	114.85	194.42
明治三十四年	11,714	2,821	8,893	278.14	66.98	211.16
明治三十五年	12,734	3,392	9,342	270.58	72.08	198.50
明治三十六年	11,604	2,489	9,115	227.78	48.86	178.92
明治三十七年	11,564	12,155	△ 591	216.70	227.77	△ 11.07
明治三十八年	13,427	12,190	1,237	225.22	204.47	20.75
明治三十九年	14,040	4,813	9,227	197.64	67.75	129.89
明治四十年	13,450	8,523	4,927	172.60	109.37	63.23
明治四十一年	15,186	11,527	3,659	182.24	138.33	43.91
明治四十二年	16,406	11,471	4,935	182.91	127.89	55.02
明治四十三年	17,453	11,199	6,254	178.01	114.22	63.79
明治四十四年	21,222	11,024	10,198	193.31	100.41	92.9
大正元年	23,306	12,284	11,022	139.81	100.04	89.77
大正二年	24,985	16,052	8,933	136.55	119.85	66.70
大正三年	20,744	15,676	5,068	146.26	110.53	35.73
大正四年	27,624	23,262	4,362	201.31	169.52	31.79
大正五年	21,061	17,773	3,288	147.85	124.77	23.08
大正六年	20,481	20,908	△ 427	141.03	143.97	△ 2.94
大正七年	20,209	19,525	684	135.80	131.21	4.59
大正八年	19,713	18,058	1,655	128.59	117.79	10.80
大正九年	25,631	24,276	1,355	153.89	145.76	8.13
大正十年	19,932	16,224	3,708	114.20	92.95	21.25
大正十一年	17,650	19,354	△ 1,704	99.26	108.85	△ 9.59
大正十二年	17,572	18,708	△ 1,136	96.74	102.99	△ 6.25
大正十三年	16,142	19,517	△ 3,375	88.16	106.59	△ 18.43
大正十四年	19,786	20,409	△ 723	104.50	107.79	△ 3.29
昭和元年	16,344	14,407	1,937	83.64	73.72	9.92
昭和二年	17,763	14,835	2,928	87.69	73.24	14.45
昭和三年	18,422	14,862	3,560	87.44	70.54	16.90
昭和四年	18,961	13,931	5,030	86.15	63.29	22.86
昭和五年	25,948	19,795	6,153	112.13	85.54	26.59
昭和六年	19,774	13,661	6,113	81.42	56.25	25.17
昭和七年	20,199	16,645	3,554	81.59	67.23	14.36
昭和八年	20,299	19,571	728	79.19	76.35	2.84
昭和九年	20,112	18,785	1,327	76.48	71.44	5.04
昭和十年	23,475	20,952	2,523	87.01	77.66	9.35
昭和十一年	22,476	15,862	6,614	79.70	58.25	23.45
昭和十二年	23,243	15,131	8,112	77.66	59.56	27.10
昭和十三年	23,022	17,055	5,967	74.54	55.22	19.32

臺灣と東印度

第三卷 二二二 第三號 三二

\* 明治三十一年より同三十六年までは移住者及び歸住者、明治三十七年及び同三十八年は渡航者及び歸航者。

1) 臺灣總督府統計書及び臺灣人口動態統計より作成。

討する方が科學的要請に適應するのであるが、右の要因又は條件の分類方法に付いては筆者に若干の疑問が存するのであるから、以下本國人移住の要因又は條件と思はれる事項を羅列的に叙述しよう。

本國人の新領土への移住は、本國人の郷土愛着性、本國と新領土との距離に制約せられることもあるが、それ以上に本國の人口密度、新領土に於ける本國人の適住性に依存する外、本國人官吏に依る統治機構にも基く所多く、更には又新領土の經濟的發展性、並びにこれに關聯して本國資本の投下及び新領土と本國・外國間交易の發展に依存し、且つは移民獎勵政策にも基くのである。

郷土愛着性に付いて日本人と和蘭人を比較し、實證的にその強弱を決定することは困難であるから、この點に關する考察は省略しよう。

本國と新領土との距離に付いては、臺灣の方が東印度よりもより大なる優位を有つことは謂ふ迄もないのであり、従つてこの點に關する限り、臺灣への内地人移住は東印度への和蘭本國人の移住よりも多いわけである。然しながら、運輸機關の發達は距離を短縮するのであるから、本國と新領土との距離に關する優位は漸次減少して行くのであり、半面より謂はば、距離的制約に關する限りに於ては、東印度の和蘭本國人の數はもつと多かるべきではあるまいかと思ふ。

次ぎに新領土に於ける本國人の適住性に付いて臺灣と東印度を比較しよう。臺灣は亞熱帯・熱帯に介在し、東印度は熱帯に所在するのであり、概括的に謂はば、兩地域とも常夏の國であり、暑さは酷しく濕度も高い。従つて溫帯人がこの地方に居住するには保健及び活動の上より兎角障害が多いのである。殊に移住の當初に於ては、

自然的環境の變化に適應することが容易でなく、疾病、生活の不自由の爲めに一層居住し難く感ずると思ふ。更に又新領土は社會的環境に付いても本國と著しく異なるのであり、臺灣も東印度も文化の程度は本國より甚だ低く、接觸する人種も異なるのであるから、兩地域の本國人は、又殊に移住の當初に於ては生活様式の歪曲を餘儀なくされ、それだけ生活の發展に抵抗を感ずるであらう。但し半面新領土は未開の地であるだけに凡てが大まかであり、本國のせよこましい窮屈さ、面倒な繁累を免れるのである。

然しながら、新領土に於ける本國人の適住性は臺灣と東印度に付いて必ずしも同一でない。同じく常夏の國であるとは謂へ、臺灣には幾分季節の變化が感ぜられる外、暑氣は臺灣の方が東印度よりもやゝ穏かなりと謂ひ得る半面、湿度は東印度より高い地方が少くないのであるが、かゝる自然的條件の差異を論斷することは容易でなく、さういふ意味よりも寧ろ兩地域の本國人に對し生活環境の變化が臺灣と東印度の何れに付いてより多くの障害を及ぼすかが問題になるであらう。換言すれば、本國との相關關係より新領土に於ける本國人の適住性に差等なきやを検討するの要があると思ふ。

元來邦人は溫帯に居住するとは謂へ、夏季三箇月は亞熱帯・熱帯に近い暑さと湿度に慣れてゐるのであり、殊に九州・四國地方の住民は左様である。然るに和蘭の夏季の溫度は左程高くはなく、濕氣とて堪へ難い程ではない。従つて我が内地人が臺灣に居住することは、和蘭人が東印更に移住する程、自然的條件に關する限り、生活環境の變化に不便を感じ障害を受けることはないと謂つてよいであらう。更に又我が國の物質文明は日清戰爭以後著しい發展を遂げたのみならず、元來邦人は比較的低度の生活水準に甘んじてゐるのであるから、臺灣の物質

文化が低くとも別に痛痒を感じないのである。又接觸人種に付いても、住民の大部分を占める本島人は同文同種の東洋人であり、又もともと大和民族は異人種・異民族に對し反感を懷く程狭量ではないのだ。但し高砂族は餘りに文化の程度低く生活様式を異にする爲めに、内地人が高砂族と接觸することは色々の問題を起し、殊に臺灣の領有當初には可成りの難問題を提示したのではあるが、高砂族の人口は多くなく、又内地人との接觸を努めて斷つてゐる上、治安全く成れりとも謂ふべきであるから、近來は臺灣に於ける内地人全體の生活に對し左程の影響を與へないのではあるまいか。然るに和蘭は近代文化の歴史が古く、東印度の文化に比し、精神的にも物質的にも、更に質的・量的とも著しい相違を感じるのである。又接觸する人種は東洋人殊に文化の劣れるインドネシヤ人であり、これとの接觸は和蘭人にとつて決して愉快なる生活面ではないのだ。但し新領土に於ける生活の潤達は東印度に於ける和蘭人の方がより深く感じるであらうし、又殊に劣等視せるインドネシヤ人に對するだけ歐米人特有の優越感を十分に満足することが出来ると思ふ。

新領土に於ける本國人の適住性に關しては、本國人に依る生活技術の改善を考慮せねばならない。即ち自然的乃至社會的環境に於いて本國人の居住を制約する要因が存しても、これを克服することが出来れば、本國人の適住性は増大するのである。この點に付いては東印度の方により見るべきものがあり、假令それが和蘭人の利己主義に基くとは謂へ、東印度に於ける和蘭人の生活は著しく改善せられ、退職官吏・會社員にして東印度に定住するものが次第に増加してゐたのである。

臺灣と東印度に付いて本國人の適住性を斷定的に比較することは可成り困難であるが、前記の諸要因を彼れ是

れ勘考して極く概括的・粗策的に謂はば、臺灣に於ける内地人に適住性のより大なるを見るのではあるまいか。

次ぎに人口密度に付いて述べよう。人口密度は本國人の移住に對し直接の動因とならないのであるが、土地が

生産要素である以上、その面積は經

濟的發展を制約する要素をなし、從

つて本國の面積が相對的に小であ

り、人口密度が大であることは、間接

的ではあるが、本國人の移住を起動

する要因となるのみならず、本國の

密度が餘りに大なるときは、社會的

にも移住を招來するであらう。次ぎ

の二表は大正九年（一九二〇年）及び

昭和五年（一九三〇年）以降に於ける

日本内地及び和蘭本國の人口密度を

示したものであり、日本内地は一方

軒當り大正九年の一四六人より昭和

十四年の一九〇人に及び毎年増加し

日本内地の人口並びに人口密度\*1)

面積	調査年次（十月一日現在）	人口	人口密度 （一方軒當り）
382,561 <sup>方軒</sup>	大正九年（一九二〇年）	55,963,053	146
	昭和五年（一九三〇年）	64,450,005	168
	昭和六年（一九三一年）	65,366,500	171
	昭和七年（一九三二年）	66,296,000	173
	昭和八年（一九三三年）	67,238,600	176
	昭和九年（一九三四年）	68,194,900	178
	昭和十年（一九三五年）	69,254,148	181
	昭和十一年（一九三六年）	70,258,200	184
	昭和十二年（一九三七年）	71,252,800	186
	昭和十三年（一九三八年）	72,222,700	189
	昭和十四年（一九三九年）	72,875,800	190
	昭和十五年（一九四〇年）	73,114,308	191

- \* ① 大正九年、昭和五年、昭和十年及び昭和十五年は國勢調査人口。  
 ② 昭和六年乃至昭和九年は大正九年及び昭和五年國勢調査に依る現在人口を基礎とし、全國人口の一年幾何平均増加率を求め、これに依つて推計したものである。  
 ③ 昭和十一年乃至昭和十四年は人口動態調査の結果を利用し、昭和十年國勢調査人口に各推計年次迄の自然増加率を加算して推計したものである。
- 1) 第五十八回大日本帝國統計年鑑及び「昭和十五年國勢調査内地人口數」より作成。



和蘭本國の人口並びに人口密度<sup>1)</sup>

面積	調査年次(年度末)	人口	人口密度 (一方秆當り)
34,759 方秆	大正九年* (一九二〇年)	6,865,314	198
	昭和五年* (一九三〇年)	7,935,565	228
	昭和六年** (一九三一年)	8,035,904	231
	昭昭和七年 (一九三二年)	8,141,370	234
	昭和八年 (一九三三年)	8,240,563	237
	昭和九年 (一九三四年)	8,342,613	240
	昭和十年 (一九三五年)	8,439,378	243
	昭和十一年 (一九三六年)	8,537,130	246
	昭和十二年 (一九三七年)	8,631,834	248
	昭和十三年 (一九三八年)	8,736,213	251
昭和十四年 (一九三九年)	8,841,263	254	

\* 國勢調査人口。

\*\* 昭和六年(一九三一年)以降は昭和五年(一九三〇年)國勢調査人口に各年迄の自然増加率を加算して推計したものである。

1) 大日本帝國統計年報及び Statistical Year-Book of the League of Nations, 1939/40 より作成。

てゐるのであるが、和蘭本國も一方秆當り大正九年一九八人、昭和十四年は二五四人に達し、毎年増加してゐる。その點は兎も角として、和蘭本國の人口密度は日本内地のそれよりも著しく大である。従つて若し日本内地及び和蘭本國の人口密度が人口稠密の飽和點に達してゐ、又は近づいてゐるとせば、和蘭本國の方が日本内地よりも相對的にはより多くの移民を出してもよい理であり、この點に關する限りに於ては、東印度の方が臺灣よりも相對的には本國人の移住可能性が大であつたと思はれるのである。

この點に關聯し、新領土に居住する本國人數と本國人口との比率も亦参考となるであらう。

昭和五年(一九三〇年)の統計に依れば、臺灣に

於ける内地人は二二八、二七六人であり、東印度に於ける和蘭人は二〇八、二六九人である。これを同年度の本國人口に對し比率化すれば、内地人は〇・三五%、和蘭人は二・六三%となり、東印度に於ける和蘭人の本國人口に

對する割合の方が遙かに大である。然しながら、前にも述べた如く、東印度の和蘭人の内には純粹の和蘭人と原住民等との混血人を含み、然かもこの混血人の數は極めて大であり、前記の和蘭人二〇八、二六九人中純粹の和蘭人は案外少く、所謂和蘭人の一割程度と推測されるのである。若しこの推測が事實に合致してゐるとせば、東印度の純粹和蘭人對本國人口の比率は〇・二六%となり、臺灣の内地人對日本内地人口の比率より小となる。

本國人の新領土移住に付いては、本國の密度より以上に、本國産業の發展段階・構成更には又本國の國際收支の狀況を考察せねばならない。この事由こそは本國の人口過剩、從つて本國人の移住に直接關係を有つのである。若し本國の産業の發達が著しく、殊に工業が振興し、その製品輸出が多いとき或は又海外投資の利子等貿易外受取勘定が多いときは、假令その人口密度が大であつても、尙且つその國民の生存を保持し得るのであるから、或は新領土への移住を拘束することとなるであらう。反對に人口の密度が高いのに拘らず、産業の發達が著しくなく、殊に農業を主産業とするとき、或は又國際收支上の支拂勘定が大なるときは、國民の生存を維持することが困難となり、新領土に過剩人口の捌口を求めることとなるであらう。かゝる意味に於ては、資本主義生産性の發展、高度資本主義化は新領土への移住を拘束する契機となるであらう。

右の觀點の下に於ては、日本と和蘭に付いて、産業發展の段階・構成乃至はその國際收支の狀況を比較せねばならないのであるが、かゝる比較論はこの小論で到底なし得る所ではない。たゞ結論のみを言はば、日本は臺灣領有以來産業の發展が急テンポであり、又工業の發達は特に著しく、農業と並行して主産業となり來つたのであるが、國際收支は前大戰後暫くの期間を除き、大體に於て支拂勘定が多かつたのである。從つて右の如き産業發

展にも拘らず、尙且つ人口は過剰し、これが爲めに南北アメリカへの移民、滿洲・支那に對する邦人の進出が要請されたのである。和蘭の産業發展は相當古い歴史を有つてゐるのであるが、今日尙産業構成上に於ける農業の重要性は工業のそれよりも大であり、又相當多額の輸入超過國である。然しながら利子等の貿易外收支が著しい受取勘定であるが爲めに、貿易の支拂勘定をカバーするに寄與する處多く、かくして本國經濟の現狀に満足する限り、又現に和蘭は舊時の如く積極的に國力を伸張せんとする氣力もなく、従つて海外移民の必要性は左程感じられなかつたと思ふ。

要之、人口密度の點に於ては、和蘭は海外移住の必要性を感すべきではあるが、國力の發展が既に最盛期を過ぎ、又その經濟狀態が先づ先づ國民を養ひ得るのであり、國民は一應かゝる現狀に満足してゐるのであるから、新領土への移住を左辭欲求しないのに反し、日本は人口密度、又それ以上に國力の發展段階・經濟狀態より見て、到底現狀に満足することが出來ず、従つて新領土たる臺灣への移住の必要性も大であるのだ。

新領土の統治機構は概ね本國人官吏を主體として構成せられるのであるが、それと共に新領土の原住民を官吏に採用することは、本國人官吏の不足を補ふ意味に於ても、又原住民の統治を和かにする點からも必要である。而して新領土の官吏の人員に付いて本國人と原住民との割合を如何に決定するかは、その國その時の狀態に依つて異なるのであるが、何れにするも、新領土の統治機構が複雑龐大化するに従ひ、又本國人官吏を採用することが大なるに應じ、本國人の新領土への移住は増加するのである。

新領土の統治機構は新領土の治安狀態に依つて簡素ともなり複雑ともなるのであり、又その地域の經濟が發展

するに従ひ、官吏の人員も増加するのであるが、統制經濟を施行する場合には自由主義經濟を採用する場合よりも統治機構が複雑化することは謂ふ迄もない。

臺灣も東印度も領有當時は治安が悪く、これが爲めに軍隊・警察官の駐屯が必要であつたが、東印度に於ては領有より久しい後に於ても、アチー事件・マカッサル事件等が絶えない爲めに依然として多數の軍人・警察官が駐在してゐたのである。而して東印度の統治が改善せられるに従ひ、軍隊駐屯の必要は漸次減少したのであるが、最近國際情勢が悪化するや、國土防衛の爲めに軍隊は著しく擴充されたのである。臺灣に於ても、嘗つては土匪の襲撃、本島人の政治運動、霧社事件等が起つたのであるが、これ等事件の有無に拘らず、臺灣軍司令部の設置、警察機構の整備に基いて所定の軍人・警官が配置せられてゐたのである。但し臺灣は我が南進の基地であり、南進基地としての用務の爲めに官吏を置くの必要もあつたのではあるまいか。

統治機構と經濟發展及び經濟機構との關係、更に又これが新領土への本國人の移住に對し如何なる影響を與ふるかは、新領土の經濟的發展性に關聯せしめて包括的に叙述しよう。

新領土の經濟的發展性が大なるときは、そこに企業が生成發展し、産業が振興するのであるから、開發産業従業者が増加し、この産業を繞つて資本の投下、金融操作が活潑となり、更に又新領土と本國・外國間の貿易が發展し、これ等事情の下に新領土に對し本國人の移住が旺になることは今更謂ふを俟たないのである。今臺灣と東印度に付いて見るに、本論前篇に述べた通り、<sup>1)</sup>兩地域とも熱帯に介在するが爲めに農林業の發展性は著しく、又礦物資源も豊富であり、更に又工業の發展も近年相當見るべきものがある。殊に東印度は面積が廣大なる外、全

1) 拙稿、臺灣と東印度、國際經濟研究、第六卷、第四號 參照。

地域が熱帯に所在し、熱・光・水に恵まれることがより大であるから、農林業の發展はより著しい。又鑛物資源も石油・錫・ボークサイト・ニッケル等が豊富であり、かくして資源に關する限り臺灣よりもより大なる經濟上の發展性を有つのであるから、臺灣に比しより多く本國人が移住してもよいわけである。

然しながら、東印度の開發は和蘭にとり負荷が重過ぎるのであつて、和蘭の資本・技術だけでは到底力に餘るのである。東印度に於ける外國資本の投下が巨額であり、外國技術者が比較的多數であつたのも、又特に石油の如き重要な鑛物資源までもが英米資本に依つて開發されてゐたのも、強ち蘭印當局の門戸開放主義のみに依るのではあるまい。従つて東印度の開發が進展するに應じ、和蘭人の移住が増加する傍ら、和蘭人以外の歐米人の來住も増加したのである。

更に又此處に銘記すべきは産業開發に參與する從業者である。臺灣でも東印度でも原住民の數は多く、その人口密度は比較的高いのであるから、これ等地域の産業を開發するに當つては、原住民を勞働者として使用することが最も適當である。殊に臺灣でも東印度でもその主産業は原始産業殊に農林業であるから、もともと原住民はこれ等産業に従事し、或る程度の知識・經驗を有つ半面、彼等の生活水準は本國人より遙かに低く、従つて賃銀も廉いのであるから、本國人が單純なる勞働者として働くことは、原住民勞働者との競争上よりも堪へ難いのである。要するに、原始産業の勞働者として本國人の移住を期待することは出來ないと思ふ。工業に付いては本國人が勞働者として働く分野は相當大であり、殊に工業の發展が著しいときには、假令精密工業の發展は起らないとしても、熟練工を使用することが必要であり、而して原住民はこの面に於ける知識・經驗も少く、又假令熟練

工たるの素質を有するとしても、急速には熟練工に仕上げることは困難である。尤も臺灣でも東印度でも原住民は或る程度の工業的技能を有つてゐるのであり、例へば臺灣に付いては竹細工・バナマ帽子の製造等、東印度に付いてはベチック・銀細工・織布等に於て原住民がそれぞれ或る程度の技能を示してゐるのである。然しながらこれ等の工業的技能は手工業的のものであり、近代工業の特質である、組織化された、機械力を用ひる技能ではない。従つて臺灣に於て工業が發展するに従ひ、内地人の工業労働者は漸次増加したのであるが、東印度では和蘭人は工業に於ても労働者たることを欲しないが爲めに、インドネシヤ人・華僑より工業労働者を求め、技師・職長として極く少數の和蘭人が本國より渡來したのである。然かもこれ等技師・職長には獨逸人・米國人も比較的多数就職してゐたのである。

商業に於ては本國人の働く分野は廣く、殊に本國乃至外國との交易は主として本國人がこれに當つて良い理である。臺灣の主産物は米・砂糖・茶・樟腦・バナナ等の農林産物であり、その大部分を内地・外國に移輸出し、これに對して工業製品、特に纖維製品等の消費財を移輸入したのである。又臺灣に工業が振興するに従つて生産財の需要が漸増したのであるが、これも大部分は自給することが出來ず、内地その他に仰いだのである。如此く臺灣では對外交易が重要であるが、清國の領有當時歐米人が主として外國貿易に従事し、又對支交易にも可成り進出してゐたのである。而して我が國が領有して以來、漸次これ等の商權は内地人が回收したのであるが、本島人も幾分その分前に與つたのであり、殊に對支貿易に付いては郷土的關係の便を受け、本島人の活躍は顯著なるものがあつた。然しながら、臺灣内の商業に關しては本島人の分野は更に大である。臺灣の對外交易が内地人・

本島人の何れに依つて經營されても、移輸出商品の集荷及び移輸入商品の配給は、それが末端に進むに従ひ愈々多く本島人がこれに當るのである。殊に移輸入商品及び土産品の小賣は、消費者の大部分が本島人であるだけに主として本島人が經營することとなるのである。

東印度の對外交易は臺灣よりもより一層盛んであつた。東印度の主産物も農林産物であるが、和蘭の支配下に入つて以來、和蘭は世界市場を對象として東印度の農林産業を指向したのであるから、東印度の對外交易の重要性は一層増加したのである。かゝる點よりするも、この交易は和蘭人の經營に屬したものが多いのであるが、他の歐米人及び邦人・華僑もこれに當り、殊に英人商社の勢力は甚だ大であり、茶の貿易の如きは長い期間英人商社の殆んど獨占する處であつた。この點が常に蘭印當局及び和蘭人商社に於て問題視されてゐたのであるが、和蘭輸出入商が優位を確立したのは此處十箇年位のことであるのだ。次ぎに東印度内の商業は原住民の經營に屬したものが多いのであるが、華僑の滲透力は甚だ強く、移輸出品・移輸入品ともその卸賣・仲買に當つてゐた外、原住民と謂はず歐米人と謂はず、凡ての消費階層を對象として小賣商を經營してゐるのであり、東印度人跡のある所必ず華僑の小賣商を見たと謂つても過言でないであらう。原住民・華僑以外には邦人・アラブ人・印度人も内國商業に従事し、又和蘭人も小賣商を經營してゐたのであるが、和蘭人小賣商の消費者は主として歐米人であるから、内國商業全般に對する重要性は左程大でないと思ふ。要之、内國商業部門に於ては、和蘭人の従事したものは左程多くはなく、原住民・華僑又邦人等が主として經營してゐたのである。

金融部門の従業者は産業資本・商業資本の調達が多くなるに従ひ、又國民所得が殖えるに應じて増加するので

ある。而して臺灣に於ては中央銀行たる臺灣銀行及び近代式銀行は大體内地人に依つて經營せられてゐるのであるが、錢莊等本島人の經營する舊來の金融機關は尙多く存続してゐるのである。又東印度に於ても中央銀行たるジャヴァ銀行を始め、蘭印商業銀行・エスコント銀行等主要銀行は和蘭人に依つて經營され、又東印度に特異の存在である庶民金融機關も和蘭人の經營に屬するものが多かつたのではあるが、日本・英・米及び華僑の經營する外國銀行も少くなかつたのである。たゞ原住民經營の金融機關が甚だ少く、従つて原住民の金融従業者も多くなかつたことは銘記してよいであらう。要之、臺灣でも東印度でも主要金融機關は本國人に依つて經營され、従つて本國人の移住を必然としたのであるが、もともと金融機關の従業者は左程多くはなく、又臺灣では本島人の金融従業者も少くはなく、東印度では邦人・和蘭人以外の歐米人及び華僑の金融従業者が比較的多かつたのである。

經濟操作とこれに關與するものとの人員との關係は、統制經濟を採用するか自由主義經濟に委すかに依つて異なるのであり、統制經濟機構の下に於ては、統制する官廳側、統制を受ける企業の側とも、認許可等の手續にだけでも多くの人員が必要である。この點が統制經濟の一の缺陷であると謂ひ得るであらう。而して何れの新領土の經濟機構でも、一般經濟動向に従つて或は自由主義經濟に基き、或は統制經濟を採用したのであるが、假令自由主義經濟に一任する場合でも、本國に於けるより以上に國家の監督指導が行はれる傾向がある。元來、新領土には文化の低い原住民と文化の高い本國人が共存してゐるのであつて、兩者の接觸交渉は假令必要なる範圍に限局されてゐても、尙且つ智能のより優秀なる本國人は原住民を擄取することが有り勝ちである。この擄取主義は



歐米植民地の原則と謂つてもよいのであるが、然しながら、それでも原住民勞力の再生産を超えて搾取することは結局に於て本國人の利益にも悖り、自ら墓穴を掘ることとなるのだ。この故に人道主義に影響される場合は尙更、さうでなくとも、新領土の發展の爲めにも本國人の利益の爲めにも、搾取主義に或る限界を與へることは必ずとなるのであるが、搾取主義を拘束せんとせば、多少の程度に於て國家の監督指導が必要となるのである。

更に又新領土の經濟發展は一般に本國の利益の爲めに、或は本國との共存共榮の爲めに行はれるのであり、この指導理念はそれ自體に於て本國政府の監督指導を包藏するのであり、又この理念を實踐するには、到底自由主義經濟に一任するを許さないのではあるまいか。

周知の如く、我が國は昭和六年頃迄自由主義經濟が行はれてゐたのであるが、臺灣の經濟發展に對しては、兒玉總督以來政府當局の監督指導は可成りの程度に行はれてゐたのであつて、先づ内地人と本島人又は高砂族との關係に付いては、後者の土地所有權の保護に専念したのである。この點は内地資本が島内に進出し、又殊に製糖會社が甘蔗栽培の爲めに廣大なる耕地を所有若しくは賃借したのであるから、特に重大なる問題であつたのだ。然しながら元來大和民族は惻隱の情厚く、その性質上假令搾取主義を採らうとしても、歐米人の如くこれを徹底することが出来ないのであるから、内地人の搾取主義を抑制する爲めの政府の監督は左程重要視しなくともよいのではあるまいか。次に臺灣經濟の發展に對する指導に關しては、政府は島内の主産業である農林業の發展の爲めに色々の助成策を採用したのであるが、特に甘蔗及び米の品種改良及び灌溉施設の擴充に依つて臺灣經濟の發展に輝しい業績を擧げると共に、日本の砂糖自給を確立し、食糧問題の解決に著しい寄與をなしたのである。

これは一に政府の指導に基いて達成せられたと謂つても過言ではないと思ふ。

東印度に於ては、和蘭の領有以來久しい間マーカンテリズムの開発が行はれ、又和蘭人の利益の爲めに開發を行つて來たのである。さればこそ早くより東印度農林業の發展を指向し、強制栽培の制度までも設けたのである。又農林業の國營が隆盛であつたことも銘記してよいであらう。一八七〇年以來自由主義經濟に轉換すると共に、原住民保護の政策を採用し、同年土地法を制定して、原住民の土地領有權を確認する傍ら、強制勞働制を廢止する等勞働政策上原住民の雇傭に關し保護手段を講じたのである。但し土地法が原住民の土地領有權を認めたと謂ふも、それは歐米人に對する讓渡を容易にする意圖を含んでゐるのであつて、和蘭人の利益確保は少しも閑却されてゐないのである。

東印度の經濟發展に對する蘭印當局の指導は、前述の通り「前掲「臺灣と東印度」(前編)をも参照」であり、特に農林業の發展に對しては政府の試験所・研究所が寄與した所は鮮少でない。又東印度の主要農産物であるゴム・砂糖・茶・キナ・錫等は世界市場を對象とし、然かもキナを除いては何れも他國にも多量生産せられるのであるから、これ等商品の價格を安定し、生産を確保する爲めには國際カルテルの結成が必要であり、而して國際カルテルを効果的にするには、これ等商品の生産地の政府が國際カルテルを支持することが要請せられるのであるが、蘭印政府は右商品の國際カルテルの結成に參畫し、メンバーとなつてその生成發展を容易ならしめたのである。

臺灣と東印度に付いて上述した政府の監督指導は、或はこれを統制經濟の作用と見る向もあるであらう。然しながら、これ等の諸政策は原住民の保護を目的とし、又經濟發展を目的とするものでも、直接には個別經濟の發

展を意圖するのであつて、自由主義經濟の理念に立脚するのである。統制經濟は一國又は一地域の國民經濟全體を一定の方向に發展することを目的とし、然かも統制作用自體に依つてこれを達成せんとするのであるから、前記政府の指導監督を統制經濟の操作と見ることは妥當でないであらう。

自由主義經濟が統制經濟に轉換したのは、臺灣に於ては昭和六年頃より、又東印度に於ては一九三〇年以降世界不況の影響が深刻となつてからであるが、兩地域とも統制經濟が本格的に進展したのは、最近國際情勢が不安となるに従ひ、國防上の要請に基いたのである。その點は兎も角として、統制經濟が強化するに従ひ、本國人の來住がより旺んになつたことは疑のない事實であり、臺灣・東印度とも統制經濟の施行に依つて本國人の數が増大したと推定してよいであらう。

最後に政府の移民獎勵策に言及しよう。凡そ新領土を持ち、殊にその經濟發展性が大である場合は、假令本國の事情が移民の必要を痛感しなくとも、又本國人が移住を希望すると否とに拘らず、政府が新領土へ本國人の移住を獎勵する政策をとることは當然である。而してこの獎勵策は本國政府と新領土統治機關の双方に依つて行はれるのであるが、新領土の當局者がより大なる關心を拂ふ場合が多いのではあるまいか。蓋し新領土の當局者は新領土の開發・發展に付いて直接責任を帯びるのであり、その責任を果す爲めに本國人の移住が絶對的に必要なるからである。

臺灣に付いては領有以來政府及び殊に歴代の總督が本國人の移住を獎勵したことは謂ふ迄もない。但し此處に注意すべきは日清戰爭以後に於ける我が國の對外政策である。元來我が國は建國以來八紘爲宇の大精神に依り、

萬邦各々その所を得せしめることを根本理念とし、これが爲めには我が國が東亞の盟主たることを必須の條件としたのである。然るに、日清戦争以來邦人の北方進出の氣運が次第に濃厚となつたのであるが、それと共にロシヤの南進政策は愈々具體化し益々露骨化した爲めに、我が國の北方に對する關心は一層強くなつた。

かくして我が對外政策は北進・南進の何れに重點を置くべきかが論議されたのであるが、現實は日露戦争・韓國併合、更に近くは滿洲事變・對支交渉等に因り北方の工作が進展したのである。而して北方問題が提起されること多きに從つて、南方への關心が薄らぐのは當然の理であり、又これと共に臺灣の移民獎勵策が影響を受けることも考慮し得られないではない。

とは謂へ、歴代の總督が臺灣移民を獎勵したことは謂ふ迄もない。然らば移民獎勵の爲めに具體的に如何なる方策を採用したのであるか。總督府は明治四十二年度より官營移民事業を實施し、東部臺灣に吉野・豊田・林田の三移民村を建設したのであるが、財政上その他の理由に依り大正六年以降官營移民事業を中止した。爾來私營移民事業の助成政策を採用し、臺東製糖株式會社の開拓移民を助成し、同社は旭・鹿野・鹿寮の三移民村を建設したのである。その後再び官營移民計畫に轉換し、臺中・臺南・高雄及び臺東の諸州廳に於て十の移民村を建設した。

臺灣に於ける農業移民獎勵策が成功であつたか否かは此處で論述する要はないのであるが、たゞ右の獎勵策は専ら臺灣總督府が樹立したのであり、我が中央政府は直接に關與しなかつたこと、並びに前記の農業移民は數に於ては比較的少く、昭和十五年末現在人口が八、一三二人に過ぎないことは銘記してよいであらう。

農業移民もさることながら、臺灣では工業化が進展するに従ひ、内地人工業移民就中熟練工の移住を必要とした。又臺灣統治の観点より、在來民族人口に對する内地人人口の比率をより大ならしめようとする要望は、特に最近國際情勢が不安となるに従ひ愈々強くなつたのである。尤もこれ等の要請が現實に如何なる程度に満たされたかは十分に判斷すべき資料を有たないのであるが、工業従業者に關しては昭和十五年の内地人職工數は四、二五七人、全島職工數に對する比率は四・八%に過ぎず、又内地人人口は同年三四六、六六三人、全人口に對する比率は六・一%に止まるのである。但し最近の内地人移住率は著しく増大し、内地人人口千人に付き昭和十一年一三・四五人、十二年二七・一〇人（最近は更に増大）となつてゐることは注意してよいであらう。

轉じて東印度の移民獎勵策に言及しよう。概論すれば、東印度では本國人の移住を特に獎勵してゐたと謂ふことは出来ないであらう。尤も東印度勤務の官吏採用の爲めに、一八二五年及び一八六四年に於て東印度官吏任用令の制定を見たのであるが、一八四三年には植民地官吏養成の爲めデルフト Delft 大學を利用し、その限りに於ては本國人の東印度移住に役立つたのである。又東印度の本國人官吏・會社員の給與は可成り厚い爲めに本國人の移住を獎勵したこともなつたと思ふ。

然しながら、和蘭及び蘭印當局は、東印度への移住に關し和蘭人のみ特典を與へたのではなくして、その他の歐米人にも或る程度の門戸開放主義を採用したのである。これは東印度の開発に對しては和蘭本國人のみでは不十分であつたことにも基くのであるが、半面本國人の移住を積極的には獎勵しなかつたことを物語るのであらう。加之、蘭印政府の移民令は和蘭本國人にも適用されるのであり、本國人と謂へども無條件には東印度に上陸

1) 臺灣經濟年報，昭和十七年版，五一六頁。  
2) 同上，五一六頁。

することは許されなかつたのである。要之、東印度に對する本國人の移住は和蘭及び蘭印政府とも積極的に獎勵することなく、寧ろ自由放任主義を採用してゐたとも謂ひ得べく、而して最近國際情勢が悪化しても、軍隊は別として尙且つこの方針を變更しなかつたのである。

上來、臺灣と東印度に於けるそれぞれの本國人の移住に付いて比較検討を加へ、臺灣の方が本國人の移住はより盛んなることを知つたのである。然しながら、兩地域に對する本國人の移住を招來し又は制約する諸要素を綜括し、臺灣の方が何故に本國人の移住がより大であつたか、或は又臺灣と東印度の何れが本國人の移住がより大であるべきかを論斷することは容易でない。たゞ、本國の人口密度、新領土の經濟的發展性、開發の現段階より謂はば、東印度に對する和蘭本國人の移住はより多かるべきであり、本國との距離、本國人の適住性に付いて不利なる點があつても、それは精神の作興、技術の進歩に依つて克服することが出來たのではあるまいか。而して現状がかくあるべき通りになつてゐなかつたのは、結局和蘭人が本國の現狀に満足し、これ以上に發展したい希望がない爲めであり、政府の移民獎勵策に積極性の缺如してゐたのも這般の事情に基くのではあるまいか。